

中之条で暮らす。

中之条町

中之条町移住・定住コーディネーター



芳ヶ平湿地群

■はじめに

中之条町では、移住希望者の相談などを総合的に取り扱う総合窓口を設置しています。住まい・仕事・暮らしなど、移住にあたっての様々な相談を受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

■移住希望者と地域をつなぐ移住・定住コーディネーターを配置

《移住・定住相談窓口》

TEL 090-2764-4510(コーディネーター直通)

9時～20時【休日可】

※相談時、移動時、夜間などは電話に出られない場合があります。

MAIL ijyu@nakanojo-machi.jp

URL <http://www.town.nakanojo.gunma.jp/site/ijyu/>



■移住・定住コーディネーター

はじめまして。私は、中之条町移住・定住コーディネーターの村上久美子と申します。2016年よりコーディネーターとして、たくさんの方たちのお話を伺い、実際に移住されるまでを見守ってまいりました。そんな中でふと気付いたのが、移住を決断されるにあたって最終的に大きな判断材料となってくるのが「その土地に暮らす人と仲間になれるのか。」ということです。日本全国、素晴らしい景色ばかりです。それでも「中之条で暮らしたい。」と思える、「人」だったり、「暮らし方」だったり、「雰囲気」が中之条町にはあると感じています。

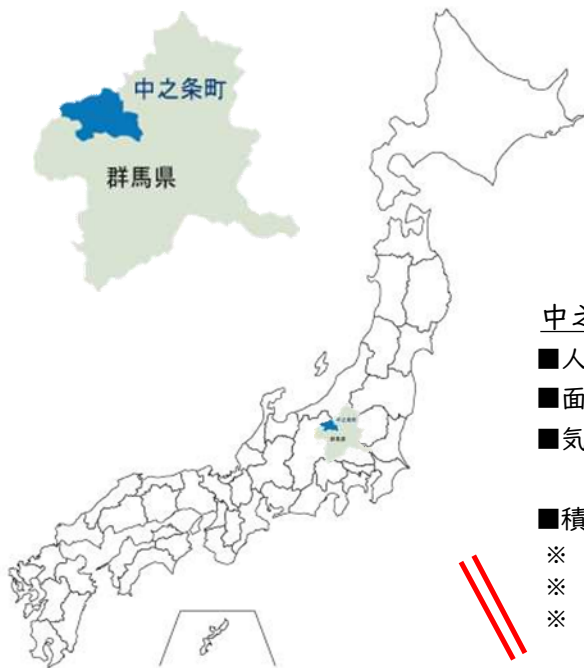
あなたも中之条で暮らす素敵な人々、通称「Nakabitto」として、今こそ余白のある暮らしを始めませんか？あなたにとってこの出会いが、これからの人生をよりワクワクするものとなりますように。



中之条町移住・定住コーディネーター
村上 久美子

■ INFORMATION 中之条町

- 都心から約2時間。ぐんま北西部の美しい自然と温泉のまち。 -



温泉がたくさんあります。
美しく豊かな自然。
ふるさと
「故郷」を感じられる田舎のまちです。

中之条町の基本情報

- 人口 15,055人 (令和4年8月1日現在)
 - 面積 439.28km² (林野率: 89.7%)
 - 気温 平均: 約12℃
最高: 約37℃ 最低: 約-7℃
 - 積雪 六合・四万地区: 40cm 中之条地区: 20cm
- ※ 気温や降雪は、地域によって差があります。
※ 街中での雪かき回数は年に3~4回ほどです。
※ お車を運転される方は冬季にスタッドレスタイヤが必要です!



Access

- ・ 車 都心……………練馬 I C……………渋川伊香保 I C……………中之条
(関越自動車道 約1時間) (約40分)
- ・ 電車 東京……………高崎……………中之条
(上越新幹線 約50分) (JR吾妻線 約50分)
- 上野……………中之条
(特急「草津」 約2時間)



中之条町といえばまずは温泉！
町内にはジブリ映画“千と千尋の神隠し”のモデルの一つになったと言われている四万温泉をはじめ、「草津温泉の仕上げ湯」としても知られる沢渡温泉、自然の川がそのまま巨大な露天風呂となった尻焼温泉など、数多くの温泉があります。

中之条ガーデンズ

尻焼温泉





野反湖



四万温泉 奥四万湖（四万ブルー）

町が誇れるものが自然の豊かさです。中でもラムサール条約にも登録された芳ヶ平湿地群はその壮大さ、美しさで、訪れた方を圧倒させます。休日は野反湖で大自然に囲まれるのんびり釣り。そんな過ごし方もいいかもしれませんね。

■ 中之条ビエンナーレ

中之条といえば、「中之条ビエンナーレ」です！2年に1回開かれる美術展覧会のことです。中之条町でも2007年から始まり、2023年で第9回目の開催を迎えました。会期中は町内のいたる場所がまるで美術館のようになり、人口約15,000人の町に約40万人の方が訪れる一大イベントとなっています。

町では、廃校を改修した伊参芸術創造施設「イサマムラ」を、アトリエとして提供するなど創作活動の支援を行い、その結果、中之条ビエンナーレ作家が移住し、地域の活性化にも繋がっています。



■ 住みやすい？住みづらい？

「中之条で暮らす。」

都心にはない「暮らし」がありますが、田舎なので、不便な事も、もちろんあります。



いいところ

- 温泉、自然が豊か。
- 近所の人が温かい。人と人とのつながりが深い。
- 都心に比べて物価、土地が安い。
- 時間がゆっくり流れているように感じる。
- 子育てがしやすい。公園もある。
- スキー場から近いので、冬はウィンタースポーツが楽しめる。
- 星が綺麗。
- 芸術の分野に力を入れている。
- 群馬県は関東で一番地震が少ない。
- 他の地域と比べて比較的方言が少ない。



不便なところ

- 町内に産科医院がない。
(最寄りの産科医院まで車で30分以上)
- 小・中学校は2校。
(四万温泉～学校まで約18km)
(→遠距離地域は、スクールバスが運行しています。)
- レジャー・レクリエーション施設が少ない。
- 自家用車が必要。
(冬季はスタッドレスタイヤが必要)
- 高速道路のインターまで遠い。
(車で約40分)
- 冬季に数回、雪かきをしなければならない。
- 野生動物、虫がたくさんいる。
- 電車・バスの運行本数が少ない。
(1～2時間に1本)
- バスなどが走っていない地域もある。
- 買い物が地域によって不便。
どこでも店があるわけではない。
(→対策として、買い物支援バスなどの運行があります。)



■ 移住体験住宅

中之条町では、移住希望者が「中之条で暮らす。」体験ができる「移住体験住宅」を用意しています。



古民家を改修した移住体験住宅



- 所在地 中之条町大字伊勢町1195
 - 延床面積 67.0㎡（木造平屋建て 3LDK）
 - 建築年 昭和42年（平成30年度耐震等改修）
 - 住宅使用料 1か月 30,000円
 - ※家具は整備されています。
 - ※住宅使用料には、光熱費を含みます。
 - ※飲食費、日常消耗品及び交通費等は自己負担となります。
 - ※寝具を使用する場合は、別費用となります。
- 寝具使用料 1セット 2,000円+使用日数×100円

■ 暮らしをサポート



中之条町には子育て応援に関する様々なメニューがあります。
住まい等の補助金も充実しています！
（令和5年4月現在）

中之条町

最終更新 : 2023/4/1

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	出産・子育て応援事業 対象者：町に住所のあるすべての妊婦・子育て世帯 内容：安心して出産・子育てできるよう妊娠期から継続した相談支援と出産応援ギフト・子育て応援ギフトにより経済的支援を行う。 問合せ：《保健環境課 (保健センター) 健康係》 TEL : 0279-75-8833
	ブックスタート事業 対象者： 内容：赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあうひと時をもてるよう、乳児訪問の際、絵本をプレゼントする。 問合せ：《保健環境課 (保健センター) 健康係》 TEL : 0279-75-8833
	各種予防接種補助事業 対象者： 内容：次の予防接種費用を補助する。 ①おたふくかぜ (1歳～就学前の幼児、1回限り全額) ②インフルエンザ (妊婦及び6か月～高校3年生相当の人、全額) ③大人の風しん (妊娠を希望する夫婦、妊婦と同居する家族、1回全額) ※ただし、抗体検査 (自費) の結果が陰性の人に限り。 ④子宮頸がん (平成9年度～平成17年度生まれの女子で定期接種の対象年齢を過ぎて接種した人、全額) 問合せ：《保健環境課 (保健センター) 健康係》 TEL : 0279-75-8833
	不妊治療助成事業 対象者：一般不妊治療、特定不妊治療および不育治療費 内容：医師が認めた治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、助成を行う。 問合せ：《保健環境課 (保健センター) 健康係》 TEL : 0279-75-8833
	子ども医療費の無料化 対象者：出生から18歳年度末までの子ども 内容：保険対象の医療費について無料化を実施。(群馬県内の市町村で一律実施) 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL : 0279-75-8825
	出産祝金 対象者：出産時前から中之条町に6ヶ月以上居住している新生児の父母。第2子以上は、出産時に1子以上を養育している父母 内容：子どもの誕生を祝福し、児童の健全な育成を図るため出産祝金を支給する。 ・第1子 10万円 ・第2子 25万円 ・第3子 30万円 ・第4子 50万円 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL : 0279-75-8825
	保育料の無償化 対象者：町立幼稚園・保育所に通園・通所する幼児 内容：国の制度対象外の部分について無償化 (保育所の副食費も無償化) 問合せ：《こども未来課 学校教育係》 TEL : 0279-75-8850
	乳児おむつ等購入費助成 対象者：満2歳未満 (※) の乳児を養育する保護者 内容：上記 (※) の乳幼児が使用のおむつ等の購入にかかった費用を助成する。 ・助成額：費用の80% (月額上限3,000円) 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL : 0279-75-8825

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	子育て相談事業
	<p>対象者： 内 容：町に経験豊富な相談員を配置し、こどもに関する全般的な相談に応じる。 （月・火・水・金曜日9時～16時） 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	入学祝品
	<p>対象者：小中学校に入学する児童・生徒 内 容：お祝いの意味を込めるとともに、図書に親しんでもらうため、図書カードをプレゼントする。 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	入学準備応援品
	<p>対象者：小・中・高校へ進学する児童・生徒のいる世帯 内 容：世帯の経済的負担軽減を目的に、12月に商品券を配付する。 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
	保育所・幼稚園運営管理
	<p>対象者： 内 容：公立の幼稚園3施設・保育所3施設を運営し、児童福祉の充実を図る。 保育所での一時預かりや地域子育て支援センター事業、幼稚園での延長預かり事業を実施し、子育て世帯の支援を行う。 また、町独自に保育料無償化や園庭開放等を行い、金銭的負担や子育て不安の軽減を図る。 問合せ：《こども未来課 学校教育係》 TEL：0279-75-8850</p>
	放課後児童対策事業
<p>対象者：○放課後子ども教室 中之条小学校1～3年生、○放課後児童クラブ 町内小学校1～6年生 内 容：○放課後子ども教室 放課後等に小学校の空き教室を利用し、児童の居場所作りを行う。 ○放課後児童クラブ 学童保育所にて、勤務の都合で昼間保護者のいない児童を対象に、放課後児童の居場所を提供する。（中之条地区2か所；民営 六合地区1か所；公営）・利用料減免 ひとり親（1人月額2,000円）同一家庭2人目以降（1人月額2,000円） 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>	
親子の交流の場運営	
<p>対象者： 内 容：町内2施設にて親子の交流の場、世代間の交流の場を無料提供。 ・対象施設 世代間交流館「ゆびきり」・子育てひろば「はっぴ〜」 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>	
子育て支援サークル等活動支援	
<p>対象者：町内の子どもを持つ親で作る自主運営サークル、子育て支援団体 内 容：サークル運営や、親子が交流できる企画やイベント等活動の支援を行う。 ・補助額 サークル 児童1人2千円 支援団体 運営費の1/2（上限7万円） 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>	
奨学金の貸与	
<p>対象者：中之条町に住所を有する方の子で、高校、高専、大学、短期大学、専修学校等に修学する方。 内 容：経済的理由により修学困難な方に対して奨学金を貸付け、教育の機会均等を図る。 問合せ：《こども未来課 総務係》 TEL：0279-75-8824</p>	

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>給食費の無料化</p> <p>対象者：・町立幼稚園・小学校・中学校に通園・通学する園児・児童・生徒 ・町内在住で特別支援学校幼稚部、小・中学部に通学する児童・生徒</p> <p>内 容：給食費の無償化 (特別支援学校に通学する児童生徒の場合、保護者に給食費相当分を補助金として交付)</p> <p>問合せ：《こども未来課 総務係》 TEL：0279-75-8824</p>
	<p>産後ケア</p> <p>対象者：産後～4ヶ月までの母子(相談により12か月まで利用可能)</p> <p>内 容：助産師による授乳指導、育児相談等を指定医療機関や自宅でサポートする。</p> <p>問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>
住宅支援	<p>住宅リフォーム補助金</p> <p>対象者：住宅の改修等を行う者</p> <p>内 容：経費の一部を予算の範囲内において補助する。 ・対象工事：工事金額が20万円以上、住宅の修繕・改築・増築等 ・補助金額：【町内業者】工事費の1/10、補助金額の最高額は30万円 【町外業者】工事費の1/40、補助金額の最高額は10万円</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-26-7727</p>
	<p>勤労者住宅建設資金利子補給</p> <p>対象者：町内に自己のために住宅を建築又は新築の住宅を購入する勤労者</p> <p>内 容：住宅建設を促進し、福祉の向上と人口の定着を図ることを目的として、勤労者の住宅建設資金に対して利子補給する。 ・面積要件：総床面積280平方メートル以下の専用住宅 ・利子補給金：建築または購入資金を融資機関から借り入れた場合、最高12万円を予算の範囲以内で交付。</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-26-7727</p>
	<p>住宅取得費補助金</p> <p>対象者：町内に住宅を取得する者</p> <p>内 容：予算の範囲内において補助する。 ・対象工事：住宅の新築、購入 ・基本補助金額：【新築（町内業者）】費用の1/20、上限100万円 【新築（町外業者）】費用の1/40、上限50万円 【中古】費用の1/40、上限25万円 ・加算補助金額：[子育て世帯]中学生以下1人あたり10万円、最大40万円 [若年層世帯]夫婦の合計年齢が80歳未満、10万円 ・要件：5年以上定住すること等</p> <p>問合せ：《企画政策課 企画調整係》 TEL：0279-75-8837</p>
	<p>空き家対策補助金【空き家解体補助金】</p> <p>対象者：該当建築物の所有者</p> <p>内 容：おおむね5年以上無人かつ使用されていない空家で、不良住宅と判定された空家、または特定空家等に認定された建築物の取り壊しに係る費用に対し、予算の範囲内において補助する。 ・対象工事：空家住宅の解体工事 ・補助金額：【町内業者】費用の1/2、上限70万円 【町外業者】費用の1/4、上限35万円 ・要件：工事着手前に申請すること</p> <p>問合せ：《建設課 都市計画・住宅係》 TEL：0279-75-8828</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>空き家対策補助金【空き家リフォーム補助金】</p> <p>対象者： 該当建築物の所有者</p> <p>内 容： おおむね1年以上空家の建築物を、居住するための改修工事に係る費用に対し、予算の範囲内において補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象工事：空家の改修工事 ・基本補助金額：[町内業者]費用の1/2、上限100万円 [町外業者]費用の1/4、上限50万円 ・加算補助金額：[子育て世帯]中学生以下1人あたり10万円、最大40万円 [若年層世帯]夫婦の合計年齢が80歳未満、10万円 ・要件：10年以上定住すること。工事着手前に申請すること等 <p>問合せ：《建設課 都市計画・住宅係》 TEL：0279-75-8828</p>
	<p>町営住宅の紹介</p> <p>対象者： 町での居住を考えている方</p> <p>内 容： 町営住宅の空き状況を公開。（入居要件あり）</p> <p>問合せ：《建設課 都市計画・住宅係》 TEL：0279-75-8828</p>
	<p>結婚新生活支援補助金</p> <p>対象者： 結婚を機に町内で新たに生活を始める新婚夫婦 主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の夫婦の所得額が500万円未満であること（奨学金を返済中の人は返済額を控除） ・他の公的な補助を受けていないこと ・婚姻日における年齢が、夫婦共に39歳以下であること <p>内 容： 若年層のカップルに結婚を促すため、アパートの家賃、敷金等の手数料、住居取得費、リフォーム費、引っ越し費用等を助成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助額：上限30万円（夫婦共に29歳以下の場合は上限60万円） <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
就業支援	<p>チャレンジショップ出店支援事業</p> <p>対象者： 空き店舗を商業施設等として利用する新規出店希望者</p> <p>内 容： 商店街のにぎわい創出のため、対象者に次の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額：【改修費補助】改修費用の1/2、上限30万円（初年度1回限り） ※町内業者への発注に限る。 【家賃補助】家賃の1/2、上限5万円（町民は最長3年間、町民以外は最長1年間）※店舗兼住宅の場合、店舗分に限る。 <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-26-7727</p>
	<p>起業支援事業補助金</p> <p>対象者： 町内で起業する事業者</p> <p>内 容： 産業の振興・活性化を図るため、対象者に次の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額：【事業所開設支援事業】事業所等開設に要する経費の1/2、上限100万円 ※町内業者への発注に限る。 【雇用促進事業】事業実施に必要な直接人件費の1/2、限度額5万円/月、事業開始日から12か月以内、申請者及び役員を除く ・要件：上記補助事業を組み合わせる場合、補助金額の合計の上限は100万円とする。ただし、申請者が町民以外の場合は上限50万円とする。 <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-26-7727</p>
就農支援	<p>新規就農者育成総合対策「就農準備資金」「経営開始資金」(町単独交付金)</p> <p>対象者： 経営開始時の年齢が54歳以下の町内在住の認定新規就農者</p> <p>内 容： 国の標記対策「就農準備資金」「経営開始資金」の対象年齢を5歳引き上げて年間最大120万円を交付。</p> <p>問合せ：《農林課 農業振興係》 TEL：0279-75-8844</p>

分類	事業名（対象者・内容）
就農支援	<p>新規就農者経営スタート支援事業</p> <p>対象者： 経営開始から1年以内の町内在住の認定新規就農者（就農時年齢54歳以下）</p> <p>内 容： 経営開始時に必要な補助事業で対応できない経費について、町の定額補助金（上限30万円）を支給。</p> <p>問合せ： 《農林課 農業振興係》 TEL：0279-75-8844</p> <hr/> <p>担い手後継新規就農奨励事業</p> <p>対象者： 認定農業者及び人・農地プランで位置づけられた担い手が後継と認める町内在住の新規就農者（就農時年齢54歳以下で就農後1年以上5年以下の者）</p> <p>内 容： 認定農業者等の担い手の後継の奨励・育成の観点から奨励金30万円を支給。</p> <p>問合せ： 《農林課 農業振興係》 TEL：0279-75-8844</p>
その他	<p>移住・定住コーディネーター設置事業</p> <p>対象者： -</p> <p>内 容： 専属のコーディネーターが相談業務のほか、移住候補地の現地案内、移住後のアフターフォローなど移住・定住を総合的にバックアップします。まずは、電話・メールでご相談ください。</p> <p>問合せ： 《中之条町移住・定住相談窓口》 TEL：[休日対応可能]電話：090-2764-4510（9時～16時） メール：ijyu@nakanojo-machi.jp</p> <hr/> <p>移住体験住宅</p> <p>対象者： 移住希望者</p> <p>内 容： 中之条町の気候・風土を感じていただくための古民家を改修した施設になります。また、移住・定住コーディネーターとの移住相談や現地案内もあり、移住希望者を手厚くサポート。使用希望者は事前に下記の電話番号へお問い合わせください。</p> <p>問合せ： 《中之条町移住・定住相談窓口》 TEL：[休日対応可能]電話：090-2764-4510（9時～16時） メール：ijyu@nakanojo-machi.jp</p> <hr/> <p>空き家バンク</p> <p>対象者： 町内の空き家物件をみたい（借りたい）方あるいは売りたい（貸したい）方。</p> <p>内 容： 町内への移住や定住を促進するため、空き家所有者からの相談・申請に基づき、空き家調査を行い、町内の空き家物件を空き家バンクに登録し、ホームページ等で空き家情報を提供する。</p> <p>問合せ： 《企画政策課 企画調整係》 TEL：0279-75-8837</p> <hr/> <p>事業継続補助金</p> <p>対象者： 町内で3年以上継続して事業を営んでいる小規模事業者</p> <p>内 容： 事業継続の支援として、店舗改修や事業継続に必要な備品購入に対して、その経費を一部補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額：事業継続のために発注する店舗・事務所の改修、備品購入の費用で、消費税を除いた事業費を対象。 ※町内業者への発注に限る。 ・補助率：20万円以上の事業費を対象として、補助率は1/2（千円未満は切り捨て）限度額を30万円とする。 <p>問合せ： 《観光商工課 商工係》 TEL：0279-26-7727</p>

分類	事業名（対象者・内容）
その他	<p>タクシー運賃等助成事業</p> <p>対象者：町内に住所を有する者で、下記に該当するもの。 (1) 65歳以上で自動車運転免許のない者 (2) 自動車運転免許証を返納した者 (3) 身体障害者手帳の種別が1種（JR旅客運賃割引制度）の者及び視覚障害又は下肢障害の者及び療育手帳又は精神保健福祉手帳保持者</p> <p>内 容：(1)、(2)の対象者は、500円券60枚を1冊と500円券20枚を1冊まで購入できる。(3)の対象者は、500円券60枚を2冊まで無料で交付。</p> <p>問合せ：《住民福祉課 福祉係》 TEL：0279-75-8818</p>
	<p>買い物支援バス</p> <p>対象者：高齢者・障害者等で自動車などの運転が出来ない人。</p> <p>内 容：町内の商店への送迎バス。祝日・休日・年末年始以外の水～金に地区別に運行している。費用は無料。</p> <p>問合せ：《住民福祉課 福祉係》 TEL：0279-75-8818</p>
	<p>買い物支援バス(六合支所)</p> <p>対象者：高齢者・障害者等で自動車などの運転が出来ない人。</p> <p>内 容：町内等の商店への送迎バス。月4回運行。2地区に分けて運行している。費用は無料。</p> <p>問合せ：《六合振興課 総合窓口係》 TEL：0279-95-3111</p>
	<p>医療機関等外出タクシー運行事業</p> <p>対象者：町内に住所を有する者で、自動車運転免許証を有しない者のうち、下記に該当するもの。 (1) 65歳以上の者 (2) 身体障害者手帳の種別が1種（JR旅客運賃割引制度）の者及び視覚障害又は下肢障害の者及び療育手帳又は精神保健福祉手帳保持者 (3) 自動車運転免許証を返納した者</p> <p>内 容：町内に在住する者のうち、65歳以上の人や障害のある人で自動車などの運転ができない人が医療機関などに外出するための移動交通手段として、地区ごとにコース、運行日を設定して運行している。 ※ 要利用登録、要利用予約</p> <p>問合せ：《企画政策課 地域政策係》 TEL：0279-75-8802</p>